

学校選択制Q&A

質問1 学校選択制で希望した学校へは必ず入学できますか？

回答1 いいえ、学校ごとに受入れ可能人数が定められており、希望者が多数の場合は抽選となります。
(通学区域内に居住する児童生徒だけで教室が不足する学校については、受入れできない場合もあります。)
ただし、通学区域校を希望する場合は必ず就学できます。

質問2 希望校の変更はできますか？

回答2 はい。10月31日(金)までに学校選択制「希望調査票」を提出いただいた後、11月上旬ごろに結果をお知らせします。
その後、令和7年11月14日(金)～11月20日(木)の期間内に一度だけオンラインもしくは区役所窓口にて希望校の変更を受付いたします。郵送や電話での受付はできません。
変更受付期間終了後は、希望校の変更を受付することができません。

質問3 就学する学校は、どのようにして決定するのですか？

回答3 通学区域校を希望する場合は、通学区域校が就学する学校となります。
通学区域外の学校を希望された場合は、提出いただいた学校選択制「希望調査票」を集計した結果、選択した学校が受入れ可能人数内の場合は希望された学校へ就学できます。
希望された学校が受入れ可能人数を超えた場合、抽選で入学者を決定します。
受入れ可能人数を超えている学校を第1希望としている方から入学者を決定する抽選を行います。第1希望校の抽選で当選とならなかった方は、第2希望校となりますが、第2希望校でも受入れ可能人数を超えている場合は抽選となります。**希望校に当選されなかった場合(補欠者の繰上げは除く)は、通学区域校へ就学していただきます。**
※学校選択制希望調査集計の結果、第1希望者のみで受入れ可能人数を超えている学校については、第2希望者の抽選は行いません。
※補欠については10ページ参照

質問4 希望調査の結果(どこの学校へ就学するのか)はどのようにして知ることができますか？

回答4 令和7年12月下旬以降に区役所よりお送りする就学通知書にて確認いただけます。
通学区域外の学校を希望された方には、12月初旬、区役所から結果通知書または、抽選通知書を送付いたします。
結果通知書が届いた方については、抽選はなく、希望された学校に就学していただきます。
(結果通知書は就学通知書ではありません。)
なお、令和7年12月8日(月)に実施予定の公開抽選の結果は、12月下旬以降、区役所より送付します就学通知書にてお知らせするとともに、ホームページで公表します。